

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年3月4日適當と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年3月19日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成21年3月13日

香川県知事 真鍋武紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
綾川町	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 西川1号池地区	綾川町土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業 (かんかい排水事業) 末国地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 上川原地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんかい排水事業) いのさか地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんかい排水事業) 深池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんかい排水事業) 篠池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 石丸裏池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんかい排水事業) 甲骨池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんかい排水事業) 庄屋池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんかい排水事業) 蓮池地区	"